

定 款

第1章 総 則

(商号)

第1条 当社は、株式会社カオナビ、英文で kaonavi, inc. と称する。

(目的)

第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

- (1) インターネット、イントラネットを利用した会社の人事、労務、経理、財務のサービスの提供
- (2) インターネット、イントラネットを利用した会社の人事、労務、経理、財務の業務の受託
- (3) インターネット、イントラネットのシステムの開発支援および開発
- (4) コンピュータのソフトウェア開発
- (5) インターネットのウェブサイト、ウェブコンテンツ等各種メディアの企画および運営
- (6) インターネットを利用した広告の販売
- (7) 会社の人事、労務、経理、財務の事務代行およびコンサルティング
- (8) 有料職業紹介事業および人材派遣事業
- (9) 会社の経営一般に関するコンサルティング業務、調査業務、出版業務
- (10) 投資事業有限責任組合財産、その他の投資事業組合財産の運用および管理、ならびに投資事業有限責任組合、その他の投資事業組合への出資
- (11) 有価証券の取得、保有、運用および売買
- (12) 前各号に付帯する一切の業務

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を東京都港区に置く。

(機関)

第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査役
- (3) 監査役会

(4) 会計監査人

(公告の方法)

第5条 当社の公告は、電子公告により行う。ただし、事故その他やむを得ない事由により電子公告によることができないときは、日本経済新聞に掲載する方法により行う。

第2章 株式

(発行可能株式総数)

第6条 当社の発行可能株式の総数は、3654万4000株とする。

(自己の株式の取得)

第7条 当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。

(単元株式数)

第8条 当社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株式についての権利)

第9条 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利

(株主名簿管理人)

第10条 当社は、株主名簿管理人を置く。

2. 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。
3. 当社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびにこれらの備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取扱わない。

(基準日)

- 第11条 当社は、毎事業年度末日最終の株主名簿に記載または記録された株主をもってその事業年度に関する定時株主総会において権利を行使すべき株主とみなす。
2. 前項のほか、株主として権利を行使すべき者を確定するため必要があるときは、あらかじめ公告して基準日を定めることができる。

(株式取扱規程)

- 第12条 当社の株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

第3章 株主総会

(招集)

- 第13条 当社の定時株主総会は、毎事業年度末日の翌日から3カ月以内に招集し、臨時株主総会は、必要に応じて招集する。

(招集権者および議長)

- 第14条 株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。
2. 社長に事故あるときは、あらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。

(決議の方法)

- 第15条 株主総会の普通決議は、法令または定款に別段の定めがある場合のほか、出席した株主の議決権の過半数をもって決する。
2. 株主総会の特別決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって決する。

(議決権の代理行使)

- 第16条 株主は、当社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。
2. 株主または代理人は、株主総会毎に代理権を証明する書面を当社に提出しなければならない。

(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)

- 第17条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定

めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものをみなすことができる。

第4章 取締役および取締役会

(取締役の員数)

第18条 当社は、取締役3名以上を置く。

(代表取締役および役付取締役)

第19条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。

2. 代表取締役を社長とする。
3. 代表取締役社長のほか、取締役会の決議により、取締役副社長、専務取締役および常務取締役を定めることができる。

(取締役の選任)

第20条 当社の取締役は、株主総会において総株主の議決権の3分の1以上に当たる株式を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。

2. 取締役の選任については、累積投票によらない。

(取締役の任期)

第21条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結のときまでとする。

2. 増員または補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。

(取締役会の招集権者および議長)

第22条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

2. 取締役社長に欠員または事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定められた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

(取締役会の招集通知)

第23条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2. 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。

(取締役会の決議要件)

第24条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(取締役会の決議の省略)

第25条 当社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

(取締役の報酬等)

第26条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。

(取締役の責任免除)

第27条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額とする。

(取締役会規程)

第28条 取締役会に関する事項は、法令または定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

第5章 監査役および監査役会

(監査役の員数)

第29条 当社は、監査役3名以上を置く。

(監査役の選任方法)

第30条 当社の監査役は、株主総会において総株主の議決権の3分の1以上に当たる株式を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。

(監査役の任期)

第31条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する

定時株主総会の終結のときまでとする。

2. 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

(補欠監査役の選任に係る決議の効力)

第32条 補欠監査役の選任に係る決議の効力は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。

(常勤の監査役)

第33条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。

(監査役会の招集通知)

第34条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2. 監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査役を開催することができる。

(監査役会規程)

第35条 監査役会に関する事項は、法令または定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。

(監査役の報酬等)

第36条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

(監査役の責任免除)

第37条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額とする。

第6章 会計監査人

(選任方法)

第38条 当社の会計監査人は、株主総会において総株主の議決権の3分の1以上に当たる株式を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。

(任期)

第39条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 前項の定時株主総会において別段の決議がなされないときは、当該定時株主総会において再任されたものとする。

(会計監査人の報酬等)

第40条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て決定する。

(会計監査人の責任免除)

第41条当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる会計監査人（会計監査人であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、会計監査人との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額とする。

第7章 計算

(事業年度)

第42条 当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの年1期とする。

(剰余金の配当等)

第43条 当社は、会社法第459条第1項各号に掲げる事項について、株主総会の決議によらず取締役会の決議によって定めることができる。

(剰余金の配当の基準日)

第44条 当社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。

2. 当社の中間配当の基準日は、毎年9月30日とする。
3. 前2項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

(剰余金の除斥期間)

第45条 剰余金の配当が、その支払提供の日から満3年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払義務を免れるものとする。

第8章 附 則

(準拠法)

第46条 この定款に規定のない事項は、すべて会社法その他の法令の定めるところによる。

以上

平成20年5月16日制定

平成22年12月1日改定

平成25年5月30日改定

平成26年3月31日改定

平成27年3月31日改定

平成27年7月28日改定

平成28年5月24日改定

平成29年6月26日改定

平成30年3月12日改定

平成30年6月28日改定

平成30年11月29日改定

2019年12月9日改定

2020年6月25日改定